



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ダイニック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大石 義夫
コード番号 3551 (東証一部)
本店所在地 京都市右京区西京極大門町 26 番地
東 京 本 社 東京都港区新橋 6-17-19
問 合 せ 先 専務取締役 総務・人事担当
 氏名 湊 正 晴
 TEL 03-5402-1811 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 152 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第 26 条(取締役の責任免除)および第 34 条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、第 26 条②の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

【別紙】 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第26条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上